

横須賀市 生活排水処理基本計画

— 未来へつなぐ “きれいな水環境のまち” の創造 —

令和4年（2022年）3月

横 須 賀 市

目 次

第1章 基本理念・基本方針	-----	1
1 計画改定の趣旨	-----	1
2 計画の位置付け	-----	1
3 計画の基本理念と基本方針	-----	2
(1) 生活排水に関する基本理念	-----	2
(2) 生活排水処理の基本方針	-----	2
4 生活排水処理率の目標	-----	2
5 計画期間	-----	3
6 将来推計人口	-----	3
7 進行管理	-----	3
第2章 現状と課題	-----	4
1 横須賀市の概況	-----	4
(1) 地理的・地形的特性	-----	4
(2) 人口	-----	4
(3) 産業	-----	4
(4) 土地利用状況	-----	6
(5) 総合計画等との関係	-----	6
(6) 生活排水処理施設の整備状況	-----	6
(7) 水質汚濁の現状	-----	11
2 生活排水処理の現状と課題	-----	15
(1) 生活排水処理の現状	-----	15
(2) 生活排水の処理形態別内訳	-----	15
(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況	-----	16
(4) くみ取り便槽の使用状況	-----	16
(5) 浄化槽の設置状況	-----	17
(6) し尿・浄化槽汚泥の排出原単位	-----	17
(7) し尿・浄化槽汚泥の処理の概要	-----	18
(8) 生活排水処理の課題	-----	18

第3章 生活排水処理の予測	-----	21
1 生活排水の処理形態別人口の予測	-----	21
2 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測	-----	23
第4章 生活排水の処理主体	-----	24
第5章 生活排水の処理計画	-----	25
1 処理の目標	-----	25
(1) 生活排水処理の目標	-----	25
(2) 人口の内訳	-----	25
(3) 生活排水の処理形態別内訳	-----	26
2 生活排水を処理する区域及び人口等	-----	26
3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	-----	27
(1) 収集・運搬計画	-----	27
(2) 最終処分計画	-----	27
4 広報・啓発	-----	27
用語の解説	-----	28

第1章 基本理念・基本方針

1 計画改定の趣旨

本市では、2011年（平成23年）3月に前計画を策定し、目標年次である2021年度（令和3年度）に向けて、生活排水*の適正処理を目指してきました。

本計画は、前計画の目標年次である2021年度（令和3年度）をもって計画期間が満了することから、今後の8年間にわたる生活排水処理について、さらに適正処理を向上させることを目指し計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村が定めなければならない長期的・総合的視点に立った生活排水処理の基本方針となる計画であり、「生活排水処理の予測」「生活排水処理の処理主体」等を定めるものです。

本計画は「生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月 厚生省環境整備課長通知）に基づき必要事項を定めており、本市の生活排水処理の基本方針を始め、現状と課題、適正処理等についても記載します。

なお、横須賀市環境基本計画2030では、水環境分野における「分野別計画」として位置づけ、一体的な施策の推進を図ります。

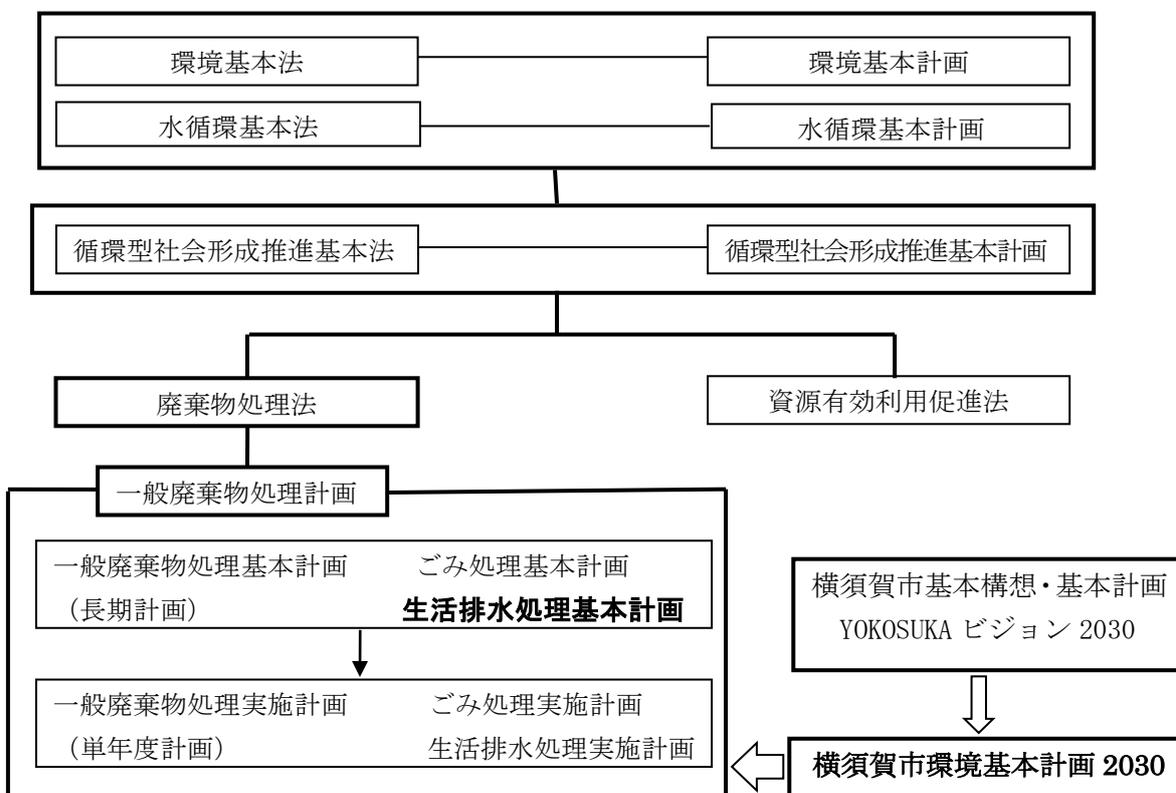


図1 計画の位置づけ

3 計画の基本理念と基本方針

(1) 生活排水に関する基本理念

未来へつなぐ“きれいな水環境のまち”の創造

本市の公共用水域*の水質の状況は、長期的に改善傾向がみられます。しかし、いまだ改善を要する状況にあり、社会的にもその対策と必要性が深く認識されています。

このような状況から、市民に生活排水対策の必要性についてさらなる啓発を行うとともに、公共用水域の水質の保全を図り、健康で安心して暮らせる生活環境の形成、より快適で豊かな水環境の創出を図ります。

そのため、基本理念を「未来へつなぐ“きれいな水環境のまち”の創造」とし、本市の特性であり資源でもある海を始め、河川等の水質をさらに向上させることを目指します。

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水に関する基本理念を実現するため、次のとおり生活排水処理の基本方針を定め、市民と行政が一体となってこれを推進することとします。

- ① 生活排水の処理は下水道*を基本とし、下水道事業計画区域外*においては、合併処理浄化槽*とします。
- ② 下水道処理区域内*における未接続家屋を対象に、下水道に接続するよう啓発、指導します。
- ③ 下水道事業計画区域外及び下水道事業計画区域内*であっても、当分の間下水道の整備が見込めない地域の単独処理浄化槽*及びし尿くみ取り便槽の使用に対して、合併処理浄化槽へ転換するよう啓発、指導します。
- ④ SDGs*（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）を実現するための取り組みを推進します。

4 生活排水処理率の目標

地域特性や地域住民の意識、さらに社会経済状況等を十分考慮しながら下水道及び合併処理浄化槽の整備を推進し、2029年度（令和11年度）の目標年次における生活排水処理率*の目標を98%とします。

生活排水処理率の目標 98%

（注）本文中の「*」は、28・29ページの「用語の解説」を参照してください。

5 計画期間

計画期間は、「YOKOSUKA ビジョン 2030」（横須賀市基本構想・基本計画）及び「横須賀市環境基本計画 2030」と整合を図り、2022 年度（令和 4 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 8 年間とします。

なお、計画の必要事項を定める「生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 2 年 10 月 8 日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）では、目標年次は計画策定時から 10～15 年後とし、概ね 5 年ごとに、または諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが示されています。

6 将来推計人口

本市の行政人口の将来予測値は、都市戦略課が算出した将来推計人口を直線補完し上下水道局で算出した数値を用いています。2029 年度（令和 11 年度）の総人口の見込みを 352,784 人とします。

7 進行管理

目標の達成状況等を毎年調査し、ホームページ等を活用した結果の公表を行います。

第2章 現状と課題

1 横須賀市の概況

(1) 地理的・地形的特性

本市は、東周を東京湾、西周を相模湾に面しており、大楠山、衣笠山、武山及び野比にかけた市域中央部に連なる丘陵、海岸部及び内陸部の市街地などから構成され、平たん地は少なく、市街地が分散しています。

市域は、東西に約 16 km、南北に約 16 km、面積は 100.82 km²で、東京都心から 50 km圏内にあります。

(2) 人口

本市の人口は、2021年（令和3年）4月1日現在 394,507人（住民基本台帳登録人口）で、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市について、県下第5位です。

近年は、社会増減・自然増減ともにマイナスであり、人口は減少する傾向にあります。

表1 年度別人口及び世帯数の実績

区 分	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	世帯人員 (人／世帯)
平成 29 年度	409,891	184,595	2.22
平成 30 年度	406,207	184,880	2.20
令和元年度	402,260	185,039	2.17
令和 2 年度	398,508	185,079	2.15
令和 3 年度	394,507	185,502	2.13

資料：4月1日現在住民基本台帳登録人口

(3) 産業

戦後、本市の基幹産業は、自動車・造船等の輸送用機械製造業を中心に発展してきました。しかし、全国的にもみられる製造業の空洞化が進み、現在は、サービスや知識・情報を提供する産業や先端技術型産業など産業構造の多様化が進んでいます。

事業所数は、第一次産業は横ばい、第二次産業と第三次産業は減少傾向にあります。

表2 産業大分類別事業所数及び従業者数の推移

産業大分類別	平成13年		平成18年		平成21年		平成26年	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
総数	15,936	152,347	14,456	146,586	14,901	155,712	13,643	148,544
農林漁業	21	297	23	264	25	592	25	320
鉱業	1	2	—	—	—	—	—	—
建設業	1,588	10,066	1,431	8,985	1,755	10,620	1,479	8,837
製造業	618	18,448	478	16,840	554	16,247	516	13,854
電気・ガス・熱供給・水道業	22	889	21	650	16	566	18	623
運輸・通信・郵便業*	373	7,313	318	7,899	402	9,890	334	7,723
卸売・小売業、 宿泊業・飲食サービス業	7,311	48,152	6,284	43,446	5,946	44,085	5,242	41,257
金融・保険業	268	4,124	227	2,708	242	3,149	205	2,841
不動産・物品賃貸業*	1,116	2,886	1,055	3,236	1,244	3,966	1,109	3,496
サービス業	4,542	47,303	4,529	49,437	4,639	53,506	4,634	56,960
公務(他に分類されないもの)	76	12,867	90	13,121	78	13,091	81	12,633

※平成21年から追加

資料：事業所・企業統計調査（平成13・18年）、経済センサス-基礎調査（平成21・26年）

(4) 土地利用状況

本市の面積は約 10,000ha であり、このうち都市的な土地利用を図る市街化区域*は約 66%、6,627ha となっています。市街化区域は、都市における土地利用に計画性を与えて適正な制限のもとで合理的な土地利用を図るため、地域地区が指定されています。

また、残りの約 34%の 3,455ha は自然的な土地利用を図る市街化調整区域*となっています。

表 3 市街化区域及び市街化調整区域

(単位：ha)

区分	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積
面積	10,082	6,627	3,455

資料：横須賀の都市計画（資料編）

(5) 総合計画等との関係

① 横須賀市基本構想・基本計画（YOKOSUKA ビジョン 2030）

YOKOSUKA ビジョン 2030 は市の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画・実施計画で構成）の一部です。市全体の未来像『変化を力に進むまち。横須賀市』を目指した、10 の分野別未来像、分野ごとの政策の方針、市政運営の基本姿勢を示したもので、計画期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 8 年間です。

生活排水処理基本計画は、本ビジョンの「環境」の分野別未来像に示す政策と整合を図った計画としています。

② 横須賀市環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するものです。

2011 年（平成 23 年）に策定した前計画の計画期間が終了すること、また、本市を取り巻く環境問題や経済社会情勢の変化に対応するため、新たに「横須賀市環境基本計画 2030」を策定しました。

計画期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 8 年間とし、生活排水処理基本計画を水環境分野の「分野別計画」として位置づけ、一体的に施策を推進していきます。

(6) 生活排水処理施設の整備状況

本市の生活排水処理施設の基幹をなしているのは下水道であり、下水道人口普及率*は令和 2 年度末で 97.8%と、令和 2 年度末全国平均の 80.1%を大きく上回っています。

(注) 本文中の「*」は、28・29 ページの「用語の解説」を参照してください。

横須賀市下水道事業の概要（資料：下水道事業統計年報 令和2年度版）

① 創設事業（昭和37年度以前）

昭和19年に築造認可を受けた事業は、分流式汚水管のみの計画で着手しましたが、戦中戦後の資材難またその後の財政難から、系統的な下水道施設の建設は困難を極め、汚水管のみ15,000mを敷設するにとどまりました。一方、著しい住宅開発、また市民生活の向上により快適で文化的な環境の欲求から下水道整備の必要性が一層増大してきました。

② 第1期事業（昭和38年度～昭和47年度）

こうした社会情勢の変化は、市民の生活意識の向上と相まって、下水道に対する認識を一段と高め、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法の制定、さらには国における第1次下水道整備五箇年計画が策定されるに至り、本市も同年に全市の下水道基本計画を策定し、下水道事業受益者負担金制度の採用によって財源確保を図りながら、本格的に下水道事業の建設に着手しました。

③ 第2期事業（昭和48年度～昭和54年度）

昭和44年6月都市計画法が改正され、下水道が道路、公園と並び都市計画区域内における都市の義務的施設として位置づけされたり、下水道法の目的に公共用水域の水質保全に資することが加えられるなど、下水道が都市における必要不可欠の施設としてますます重要視されるに至りました。一方、本市においても都市計画法に基づく市総合開発計画が樹立され、下水道もこの計画にそって事業を進めてきました。

④ 第3期事業（昭和54年度～平成3年度）

さらに市民生活の充実を図るべく、昭和55年12月に定めた「横須賀市都市基本構想」のもと、昭和56年度を初年度とする第3次5か年計画及び昭和61年度を初年度とする第4次5か年計画を策定し、下水道事業においては、市全域を包含する公衆衛生の向上、生活環境の整備、浸水の防除、そして公共用水域の水質保全を図ることを目標として整備を進めてきました。

⑤ 第4期事業（平成3年度～平成11年度）

平成3年2月、社会情勢の変化に的確に対応できるよう、目標実現に必要な施策を体系化、計画化した「横須賀市第2次基本計画」が策定され、これを受け平成3年3月全市域にわたった公共下水道事業の都市計画決定を行い、平成3年度を初年度とする第5次5か年計画において、21世紀に向かって、100%の水洗化を目標に新たに相模湾側も含めてスタートさせました。

⑥ 第5期事業（平成11年度～平成16年度）

平成10年6月に21世紀において横須賀市の目指す都市づくりを示す「総合計画」に基づき2010年を目標とする横須賀市基本計画が策定されました。目指すべき都市像「国際海の手文化都市」の実現に向けて、西地区中心にコスト縮減等を盛り込み公共下水道計画の見直しを行い、平成11年3月に都市計画決定（変更）を行いました。これにより、市街化区域の汚水整備完了を目標に事業を進めました。

⑦ 第6期事業（平成16年度～平成22年度）

平成16年度には、上下水道事業の統合により水環境事業の一体化を目指す新たな組織によるスタートを期に、「お客様満足度の最大化」を経営目標とする、「横須賀市上下水道事業マスタープラン2010（平成22年度目標）」を策定しました。

また、東京湾流域別下水道整備総合計画に定められている目標水質達成に向けた段階的整備のため、下町浄化センターの新系列建設に着手しました。

第1期事業の昭和38年から本格的な汚水整備を開始し、平成17年度末に市街化区域の整備がほぼ完了しました。また、東地区における本格的な合流改善事業にも着手しました。

⑧ 第7期事業（平成23年度～）

本市の水道事業と下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、上下水道局の経営理念である「快適で安心できる暮らしと良好な水環境づくりへの貢献」を実現するために令和3年度を目標年次とする「水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）」を策定しました。

表4 下水道の事業計画の内容

区分	認可年月日	主管省認可番号	事業認可の内容							
			事業年度	事業費(百万円)	処理方法	計画排水面積(ha)	計画処理面積(ha)	ポンプ場(ヶ所)	終末処理場計画処理人口(人)	
創設事業	創設	昭和 19.3.31	厚生省 神衛 725号	S18 ～ S28	2,000	分流式	1,150	—	5	2か所 —
第七期事業	第十八回変更	平成 23.3.23	神奈川県 指令 第97号	S18 ～ H29	828,286	分流式 及び一部 合流式	6,136.43	6,136.43	18	4か所 (上町)68,600 (下町)224,600 (追浜)28,200 (西)71,500
	第十九回変更	平成 26.3.28	神奈川県 下水 第76号	S18 ～ H31	830,480	分流式 及び一部 合流式	6,136.43	6,136.43	18	4か所 (上町)68,600 (下町)224,600 (追浜)28,200 (西)71,500
	第二十回変更	平成 30.3.16	神奈川県 下水 第99号	S18 ～ R4	909,914	分流式 及び一部 合流式	6,140.52	6,140.52	18	4か所 (上町)65,600 (下町)215,600 (追浜)26,700 (西)70,900



図2 横須賀市公共下水道計画図（令和2年度末時点）

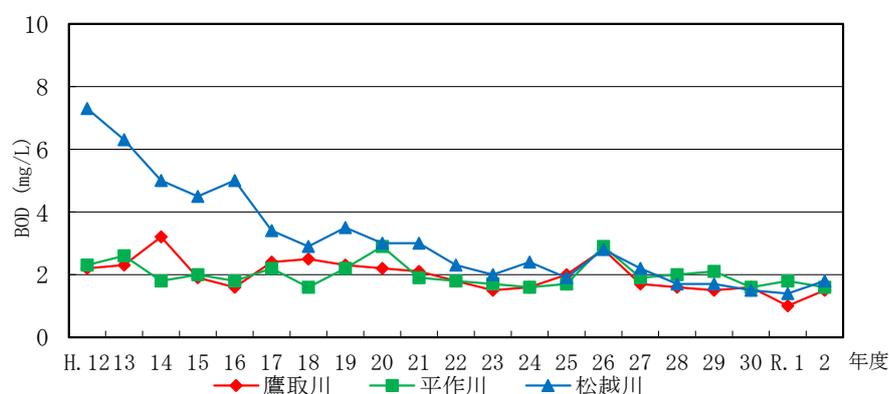
(7) 水質汚濁の現状

① 河川

市内を流れる河川は、三浦半島の丘陵地帯を水源とするもので、地形上、比較的中小河川が多くなっています。

2級河川である鷹取川、平作川、松越川には環境基準が設定されており河川の有機汚濁の指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の経年変化をみると改善が見られ、近年は良好な状態を維持しています。

また、中小河川においては市が環境指標を定めており、すべての河川でおおむね指標を達成しています。

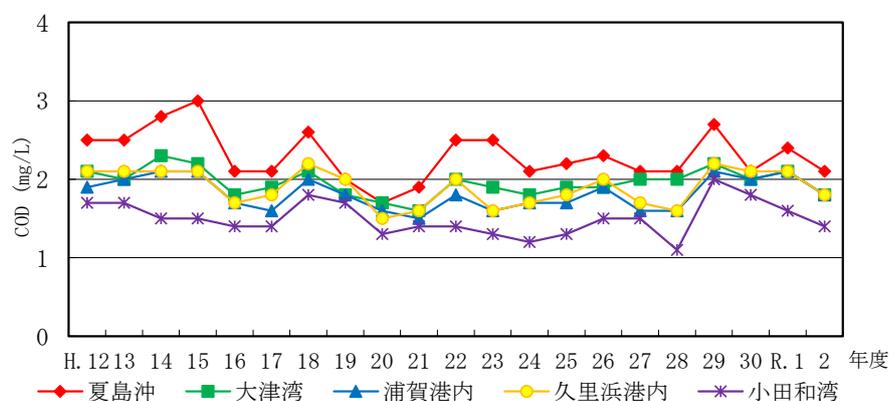


② 海域

海域は、東は東京湾、西は相模湾に面しています。東京湾は閉鎖性水域であり、湾内水質が改善されにくく、特に春から夏にかけてしばしば赤潮の発生がみられます。

このため、東京湾は水質総量規制制度の対象水域として昭和55年7月から規制を受け、汚濁負荷の総量の削減が図られています。

東京湾4地点及び相模湾1地点については環境基準が設定されており、海域の有機汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）の経年変化をみると長期的に良好な状態を維持しています。



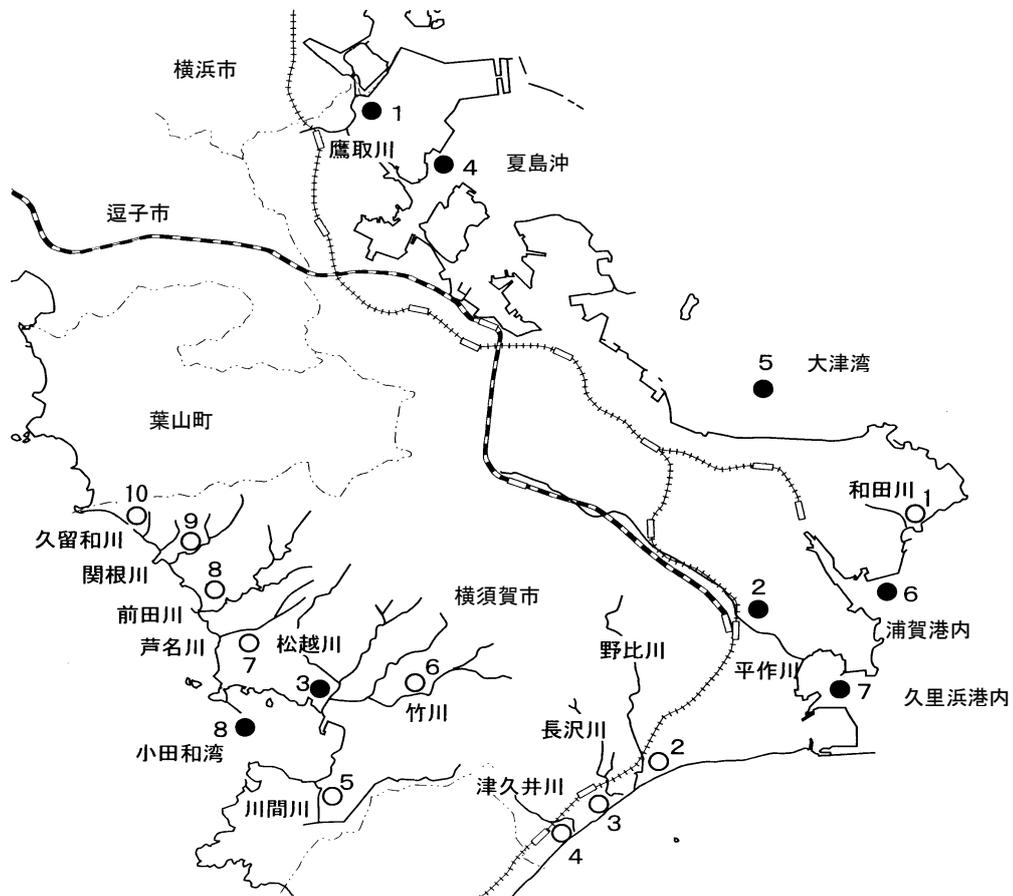


図3 市内公共用水域水質測定地点図

県の測定計画に基づく測定箇所

(●印)

水域名	測定地点名	地点番号
鷹取川	追浜橋	1
平作川	夫婦橋	2
松越川	竹川合流後	3
東京湾	夏島沖	4
	大津湾	5
	浦賀港内	6
	久里浜港内	7
相模湾	小田和湾	8

市の計画に基づく測定箇所

(○印)

測定河川名	測定地点名	地点番号
和田川	鴨居小学校正門前	1
野比川	野比橋	2
長沢川	長沢橋	3
津久井川	津久井橋	4
川間川	新川間橋	5
竹川	中尾橋	6
芦名川	芦名橋	7
前田川	向坂橋	8
関根川	粒石橋	9
久留和川	久留和橋	10

表5 生活環境の保全に関する環境基準（河川 抜粋）

令和4年3月現在

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域 [環境基準点]
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	鷹取川 [追浜橋] 平作川 [夫婦橋]
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	松越川 [竹川合流後]

備考

1. BODは75%水質値（年間の日間平均値の全データを、値の小さい順に並べた時に $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）となるデータ値）により評価する。
2. pH、SS、DO及び大腸菌群数は日間平均値により評価する。

単位 mg/L

項目 類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS)	該当水域 [環境基準点]
生物B	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下	鷹取川[追浜橋] 平作川[夫婦橋] 松越川[竹川合流後]

備考

1. 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASは、年平均値により評価する。

表6 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

令和4年3月現在

項目 類型	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	該当水域 [環境基準点]
A	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されな いこと。	相模湾 (2) [小田和湾]
B	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。	東京湾 (13) [大津湾] 東京湾 (14) [浦賀港内] 東京湾 (15) [久里浜港内]
C	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	東京湾 (8) [夏島沖]

備考

1. CODは75%水質値（年間の日間平均値の全データを、値の小さい順に並べた時に $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）となるデータ値）により評価する。
2. 経年変化については年平均値により評価する。

イ 東京湾のみ

単位 mg/L

項目 類型	全窒素	全磷	該当水域 [環境基準点]
Ⅱ	0.3 以下	0.03 以下	東京湾 (ホ) [本市内なし]
Ⅲ	0.6 以下	0.05 以下	東京湾 (ニ) [本市内なし]
Ⅳ	1 以下	0.09 以下	東京湾 (ハ) [夏島沖]

備考

1. 全窒素及び全磷は、上層の年平均値により評価する。
2. 環境基準点が複数存在する水域においては、各環境基準点における上層の年平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が環境基準値以下の場合、環境基準を達成していると評価する。

ウ 東京湾のみ

単位 mg/L

項目 類型	全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン 酸及びその塩 (LAS)	該当水域 [環境基準点]
生物A	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下	東京湾全域 (特別域を除く) [夏島沖]
生物特A	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下	東京湾 (ニ) [大津湾]

備考

1. 全亜鉛、ノニフェノール及びLASは、年平均値により評価する。
2. 環境基準点が複数存在する水域においては、すべての環境基準点で環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると評価する。

<参考> 中小河川における環境指標

環境指標	BOD 5mg/L 以下
------	--------------

備考

1. 中小河川の調査は横須賀市独自の計画に基づく水質調査。
2. 年平均値が環境指標値以下の場合に、当該河川の水質が環境指標を達成していると評価する。

2 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理は、下水道と合併処理浄化槽については、し尿と生活雑排水*を併せて処理した後、公共用水域に放流しています。

単独処理浄化槽については、し尿を処理した後、公共用水域に放流し、くみ取り便槽については、し尿をし尿等下水道投入施設へ搬入し下水道で処理しています。

(2) 生活排水の処理形態別内訳

平成 29 年度から 4 年間の生活排水処理形態別内訳をみると、人口減少及び下水道・合併処理浄化槽の整備に伴い単独処理浄化槽及びくみ取り便槽による処理人口は減少しており、下水道及び合併処理浄化槽による処理人口の割合を示す生活排水処理率は上昇しています。

これらの推移を表 7 に示します。

表 7 生活排水の処理形態別内訳及び生活排水処理率の推移（住民基本台帳人口）

（単位：人）

区 分	平成 14 年度	平成 21 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
1. 行政人口 ^{※1}	435, 412	425, 258	406, 207	402, 260	398, 508	394, 507
2. 計画処理区域内人口	429, 135	424, 710	405, 699	401, 808	398, 123	393, 841
3. 生活排水処理人口	378, 596	398, 239	386, 119	382, 810	379, 727	375, 363
(1) 下水道人口 ^{※2}	373, 758	393, 627	382, 686	379, 330	376, 216	372, 070
(2) 合併処理浄化槽人口	4, 838	4, 612	3, 433	3, 480	3, 511	3, 582
4. 単独処理浄化槽人口	46, 861	24, 893	18, 808	18, 283	17, 752	17, 884
5. し尿収集人口	3, 678	1, 578	772	715	644	594
6. 計画処理区域外人口 ^{※3}	—	548	508	452	385	377
生活排水処理率(%) ^{※4}	88. 2	93. 8	95. 2	95. 3	95. 4	95. 3

※ 1 行政人口は、翌年度の 4 月 1 日現在住民基本台帳登録人口としています。

※ 2 下水道人口は、下水道を使用している人口（水洗化人口）であり、下水道事業計画区域に下水道事業計画区域外の人口を加えた人口です。

※ 3 計画処理区域外人口は、泊町の人口です。

※ 4 生活排水処理率＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口

（注）本文中の「*」は、28・29 ページの「用語の解説」を参照してください。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬の状況

① 収集・運搬体制

し尿等の収集・運搬は、委託及び許可で実施し、直接、し尿等下水道投入施設へ搬入しています。

収集・運搬体制を表8に示します。

表8 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

(令和3年4月1日現在)

区 分		業者数	車両台数	収集区域
し 尿	委 託	1社	3台	市全域
	許 可	1社	3台	自衛隊艦船等
浄化槽汚泥	委 託	2社	8台	市全域

② 収集・運搬量の実績

平成29年度から4年間の収集・運搬量の推移をみると、し尿はほぼ横ばい、浄化槽汚泥は減少しています。

これらの推移を表9に示します。

表9 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量の推移

(単位：キロリットル)

区 分	し 尿			浄化槽 汚 泥	合 計
	代 行※1	許 可	計		
平成14年度	7,161	145	7,306	24,168	31,474
平成21年度	3,045	147	3,192	14,086	17,279
平成29年度	2,139	435	2,574	11,278	13,852
平成30年度	2,004	434	2,438	11,177	13,615
令和元年度	2,074	1,220	3,294	10,836	14,130
令和2年度	1,815	875	2,690	10,833	13,523

※1 令和2年度に代行から委託制度へと変わりました。

※2 項目ごとに小数点以下を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

(4) くみ取り便槽の使用状況

平成29年度から4年間のくみ取り便槽の使用世帯の状況をみると、約18%減少しています。

表10 くみ取り便槽の使用状況

(単位：世帯)

区 分	平成14年度	平成21年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
くみ取り便槽	1,642	783	436	403	373	356

(5) 浄化槽の設置状況

昭和40年代の後半から普及が始まり、昭和60年度には設置基数29,765基とピークを迎えましたが、下水道整備の進捗によりその後は減少傾向となり、令和2年度末現在、合併処理浄化槽が1,139基、単独処理浄化槽が5,274基、合計6,413基が設置されています。

なお、浄化槽法の改正により平成13年度以降、単独処理浄化槽の新規設置は禁止されています。

表11 浄化槽の設置状況

(単位：基)

区分	平成14年度	平成21年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
単独処理浄化槽	11,648	7,107	5,551	5,394	5,336	5,274
合併処理浄化槽	680	889	1,076	1,093	1,108	1,139
計	12,328	7,996	6,627	6,487	6,444	6,413

(6) し尿・浄化槽汚泥の排出原単位

排出原単位とは、1人1日当たりの平均排出量を指し、平成30年度から3年間の実績は表12のとおりとなります。

本計画では、過去3年間の排出原単位の平均値を将来の排出原単位として設定するものとします。

し尿の3年間の平均値は2.83リットル/人日、浄化槽汚泥の平均値は1.40リットル/人日となります。

表12 し尿・浄化槽汚泥の排出原単位

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画処理区域内人口	人	401,808	398,123	394,130
し尿収集人口	人	715	644	594
し尿収集量	キロリットル/年	711.786	687.686	616.71
し尿原単位	リットル/人日	2.73	2.93	2.84
浄化槽人口	人	21,763	21,263	21,466
合併処理	人	3,480	3,511	3,582
単独処理	人	18,283	17,752	17,884
浄化槽汚泥収集量	キロリットル/年	11,177.28	10,836.13	10,833.58
浄化槽汚泥原単位	リットル/人日	1.41	1.40	1.38

※ し尿収集量：一般家庭の排出量

(7) し尿・浄化槽汚泥の処理の概要

本市では、し尿等を貯留し、し渣を除去した後に希釈を行い、下水道投入し、以降下水として最終処分をしています。

そのために「し尿等下水道投入施設」を資源循環日の出事務所に設置しています。

施設には、脱臭装置として酸洗浄、アルカリ洗浄、次亜塩素酸ソーダ洗浄、活性炭吸着の設備を備える他、投入室の出入口に自動ドア及びエアカーテンを設置し、周辺の環境対策に十分配慮した施設となっています。

し尿等の処分量の実績は、平成 29 年度から 4 年間についてまとめると表 14 に示すとおりであり、ほぼ横ばい傾向にあります。

表 13 し尿等下水道投入施設の概要

区 分	内 容
名 称	資源循環日の出事務所(し尿等下水道投入施設)
所 在 地	横須賀市日の出町 2 丁目 10 番地
敷地面積	6,583.11 m ²
延べ床面積	1,745.14 m ² (投入施設+前処理施設)
構造規模	鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階他
処理能力	117 キロリットル/日
竣 工	昭和 63 年 3 月 (投入施設改修 平成 13 年 3 月)

表 14 し尿・浄化槽汚泥の処分実績

(単位：キロリットル)

区 分	平成14年度	平成21年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処分量	31,474	17,279	13,852	13,615	14,130	13,523

(8) 生活排水処理の課題

① し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬について

本市では、下水道の普及に伴い、し尿等の排出量は年々減少傾向を示し、今後もその傾向は続くものと予測されます。

このため、収集量等に見合った収集運搬体制の見直しを検討します。

② 生活雑排水の未処理放流について

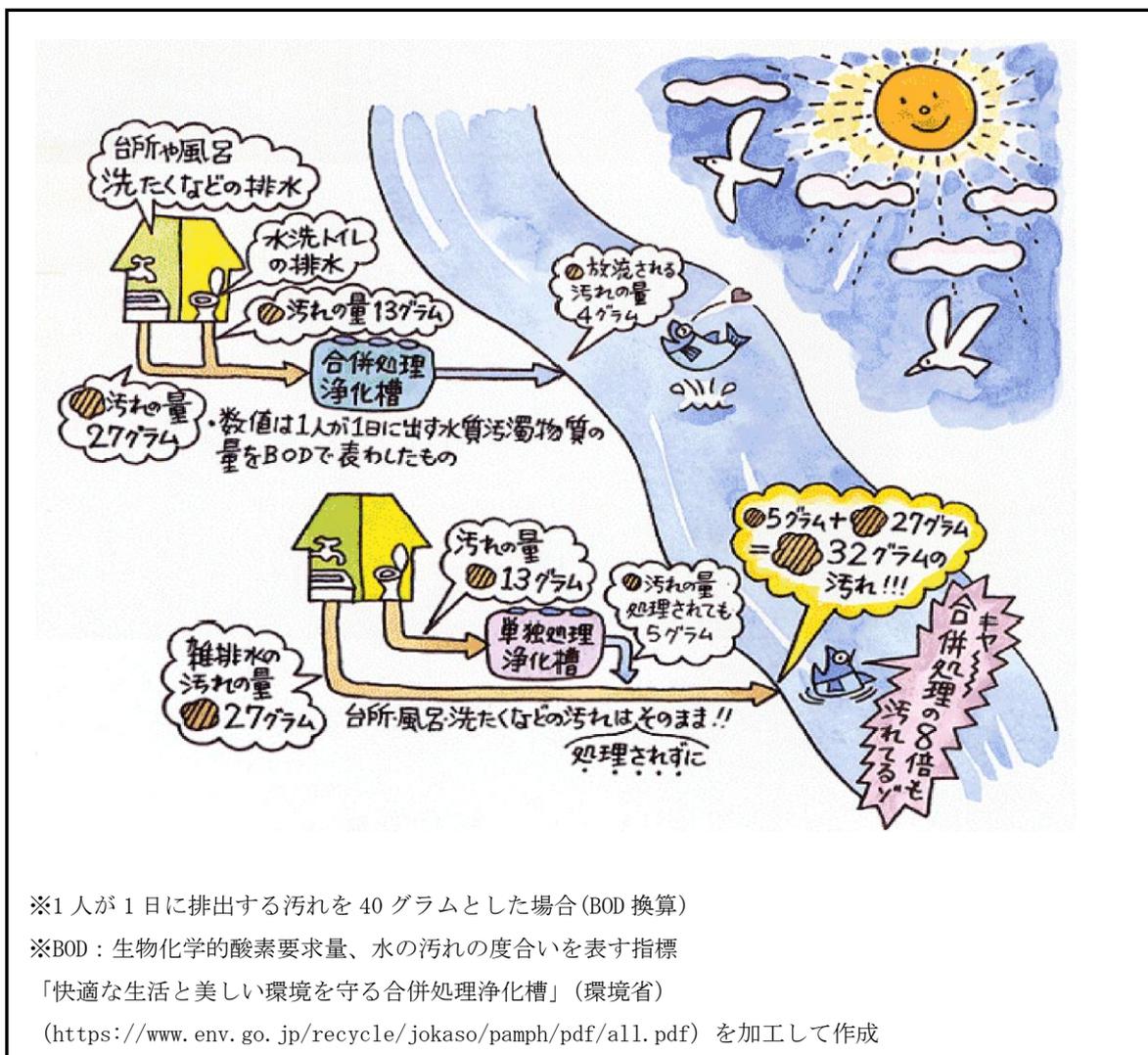
本市の生活排水処理の現状は、下水道の普及及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理率が 95.3% (令和 2 年度) に達しています。

しかし、残る 4.7% の生活雑排水は経済的事情、家屋の老朽化等の理由によ

り未処理で公共用水域に放流されています。単独処理浄化槽を使用している場合は、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽と比べて、排水の汚れの量は8倍になります。そのため、下水道接続及び合併処理浄化槽への転換は、大きな課題です。

また、合併処理浄化槽の設置には経済的負担が生じるため、転換が進まない要因の一つとなっています。これらの課題等を考慮しつつ、公共用水域の水質保全のため、関係部局で連携を図るとともに、合併処理浄化槽への転換に対する補助金制度を活用するなどして、生活排水対策を推進していきます。

<単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の排水の汚れの違い>



③ 汚濁負荷量の削減について

生活雑排水は家庭、事業所等の台所、風呂場、洗濯場等から排出され、公共用水域の汚濁の一因となっています。

下水道や合併処理浄化槽で処理する場合であっても、処理施設への過剰な負荷は良好な処理の継続を困難とし、水質の悪化から公共用水域の汚染へとつながります。

このような排出源での汚濁負荷量は、例えば台所における食用油や調理くずの回収、石鹼や洗剤を使いすぎないことなど、市民の協力により削減できるものなので、行政として一層の広報・啓発活動を積極的に実施していきます。

④ 浄化槽の維持管理について

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、清掃、保守点検、法定検査の適切な実施を積極的に呼びかけていきます。

第3章 生活排水処理の予測

1 生活排水の処理形態別人口の予測

本市の生活排水の処理形態別人口の予測を、表15及び図4に示します。

表15 生活排水の処理形態別人口の予測

実績：住基人口ベース 予測：推計人口ベース（単位：人）

区 分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
1. 行政人口 ^{※1}	394,507	385,052	369,725	352,784
2. 計画処理区域内人口	394,130	384,684	369,372	352,447
3. 生活排水処理人口	375,652	369,139	358,290	345,398
(1) 下水道人口 ^{※2}	372,070	365,512	353,124	338,838
(2) 合併処理浄化槽人口	3,582	3,627	5,166	6,560
4. 単独処理浄化槽人口	17,884	15,075	10,783	6,885
5. し尿収集人口	594	470	299	164
6. 計画処理区域外人口 ^{※3}	377	368	353	337

※1 行政人口の実績値は、令和3年4月1日現在住民基本台帳登録人口を実績値としています。将来予測値は、都市戦略課が算出した将来推計人口を直線補完し上下水道局で算出した数値です。

※2 下水道人口は、下水道を使用している人口（水洗化人口）であり、下水道事業計画区域に下水道事業計画区域外の人口を加えた人口です。

※3 計画処理区域外人口は、泊町の人口です。

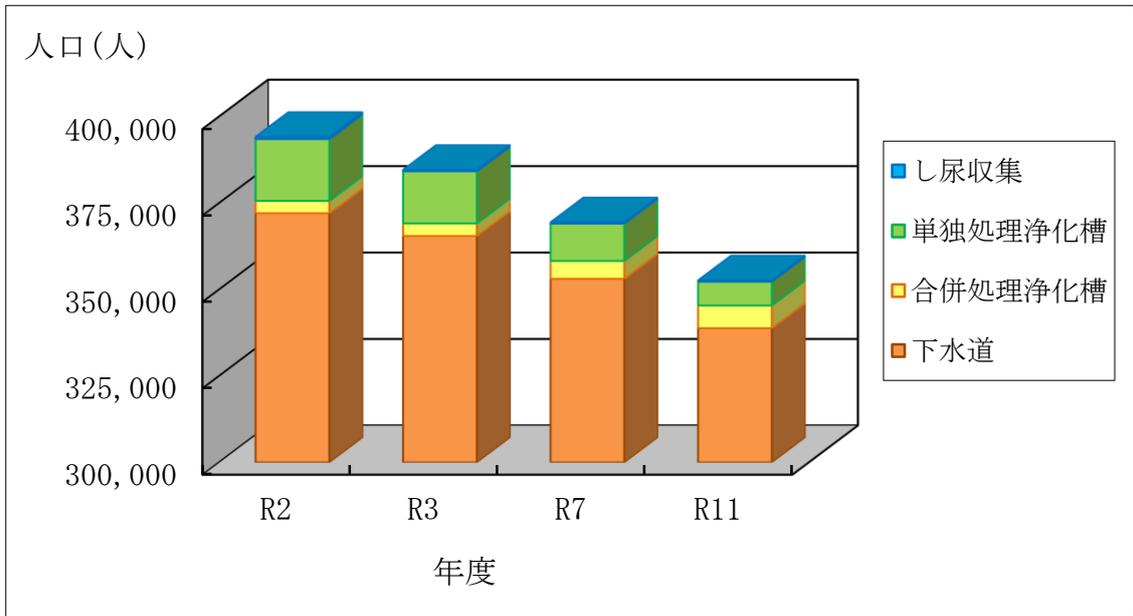


図4 生活排水の処理形態別人口の予測

2 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿等排出量の予測は、処理形態別人口の予測から得られた人口に排出原単位（し尿・浄化槽汚泥の1人1日当たりの平均排出量）を乗じて行いました。

し尿等排出量の予測を、表16及び図5に示します。

表16 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

(単位：キロリットル)

区 分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
し 尿	2,690	2,800	2,500	2,300
浄化槽汚泥	10,833	10,900	8,600	5,400
計	13,523	13,700	11,100	7,700

※ し尿は仮設便所等1,600キロリットル、許可収集550キロリットルを加算し算出しました。

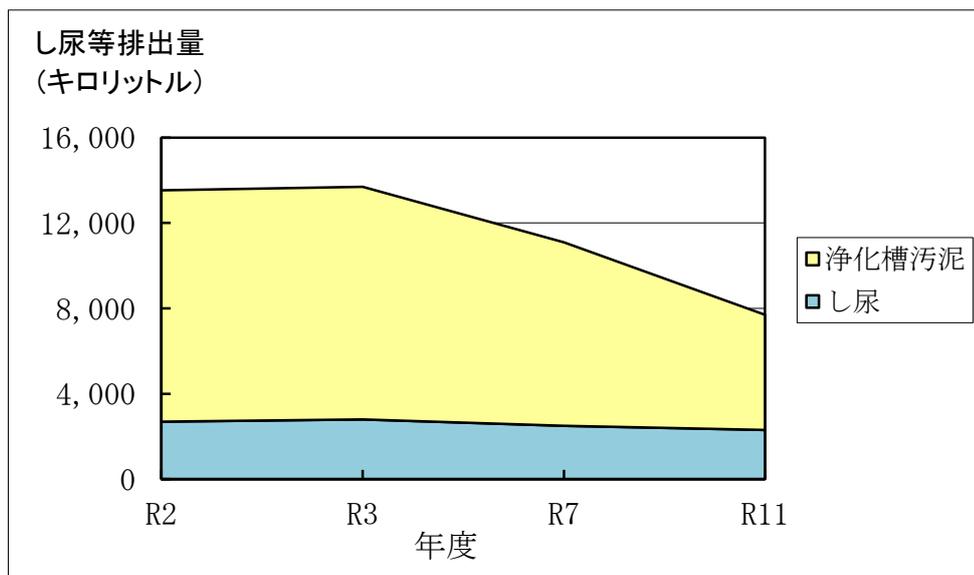


図5 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績及び予測

第4章 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表17に示すとおりです。

表17 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等下水道投入施設	し尿等	市

第5章 生活排水の処理計画

1 処理の目標

基本理念を実現するため、下水道及び合併処理浄化槽で生活排水を段階的に処理し、計画目標年次である2029年度（令和11年度）に生活排水処理率98%とすることを目標とします。

なお、目標値は、将来推計人口、下水道人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口の減少、合併処理浄化槽人口の増加を見込み算出しました。

目標を達成するため、①下水道処理区域内においては、未接続世帯に対する戸別訪問、文書等による指導・啓発 ②下水道事業計画区域外においては、補助金制度を有効に活用し、合併処理浄化槽への転換に向けた指導・啓発を推進していきます。

(1) 生活排水処理の目標

計画目標年次における生活排水処理率は、表18に示すとおりです。

表18 生活排水処理率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和11年度
生活排水処理率	95.3	96.0	97.0	98.0

(2) 人口の内訳

計画目標年次における人口の内訳は、表19に示すとおりです。

表19 人口の内訳

(単位：人)

区 分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
行政人口	394,507	385,052	369,725	352,784
計画処理区域内人口	394,130	384,684	369,372	352,447
生活排水処理人口	375,652	369,139	358,290	345,398

(3) 生活排水の処理形態別内訳

計画目標年次における生活排水の処理形態別内訳は、表 20 に示すとおりです。

表 20 生活排水の処理形態別内訳及び生活排水処理率

実績：住基人口ベース 予測：推計人口ベース（単位：人）

区 分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和11年度 (予測)
1. 行政人口 ^{※1}	394,507	385,052	369,725	352,784
2. 計画処理区域内人口	394,130	384,684	369,372	352,447
3. 生活排水処理人口	375,652	369,139	358,290	345,398
(1) 下水道人口 ^{※2}	372,070	365,512	353,124	338,838
(2) 合併処理浄化槽人口	3,582	3,627	5,166	6,560
4. 単独処理浄化槽人口	17,884	15,075	10,783	6,885
5. し尿収集人口	594	470	299	164
6. 計画処理区域外人口 ^{※3}	377	368	353	337
生活排水処理率 (%) ^{※4}	95.3%	96.0%	97.0%	98.0%

※1 行政人口の実績値は、令和3年4月1日現在住民基本台帳登録人口を実績値としています。将来予測値は、都市戦略課が算出した将来推計人口を直線補完し上下水道局で算出した数値です。

※2 下水道人口は、下水道を使用している人口（水洗化人口）であり、下水道事業計画区域に下水道事業計画区域外の人口を加えた人口です。

※3 計画処理区域外人口は、泊町の人口です。

※4 生活排水処理率＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口

2 生活排水を処理する区域及び人口等

本市の生活排水の処理は、下水道及び合併処理浄化槽で実施しますが、下水道で処理する区域は、下水道計画のとおりとします。

また、合併処理浄化槽で処理する区域は、原則として、下水道事業計画区域外とします。

なお、計画目標年次である2029年度（令和11年度）における下水道が整備される区域は、行政区域面積100.82km²の65.1%にあたる65.66km²とし、下水道計画区域内人口は348,063人とします。

上記以外の区域については、合併処理浄化槽による処理を推進します。

3 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に収集・運搬することはもとより、収集量に見合った収集・運搬体制の効率化・円滑化を図ります。

② 収集区域

本市全域を収集対象区域とします。

③ 収集・運搬の方法

ア 収集・運搬の実施体制

収集・運搬については、委託及び許可で実施し、収集量に応じ効率的な実施体制について検討します。

イ 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬とします。

ウ 収集方法

一般家庭のし尿は月2回の定期収集とし、仮設便所等及び浄化槽汚泥については、申し込みにより収集します。

(2) 最終処分計画

し尿等下水道投入施設から発生するし渣等については、安全かつ衛生的な適正処理に努めます。

4 広報・啓発

公共用水域の水質保全の観点から生活雑排水対策や浄化槽の適正な維持管理を推進するため、広報・啓発活動を積極的に実施します。

(1) 生活雑排水による水質汚濁を防ぐため、各家庭でできる対策の周知を図ります。

- ① 使用済みの食用油は凝固剤で固めるか、新聞や布にしみこませて処理する。
- ② 石鹼や洗剤は使いすぎないようにする。
- ③ 汚れのついた食器や鍋は、不用な紙等で汚れを拭き取ってから洗う。

(2) 合併処理浄化槽への転換の推進を図るとともに、浄化槽の機能を十分に発揮させるため、清掃、保守点検、法定検査の適切な実施を積極的に呼びかけていきます。

用語の解説

生活排水（1 ページ）

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水。

公共用水域（2 ページ）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域。

下水道（2 ページ）

下水（汚水及び雨水を総称していう。）を排出するために設ける排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設（し尿浄化槽を除く）。

または、これらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体のこと。

下水道処理区域（2 ページ）

下水道が整備され下水を終末処理場で処理することができる地域。

下水道事業計画区域（2 ページ）

公共下水道を設置しようとする際、あらかじめその公共下水道管理者が事業計画を作り、都道府県知事との協議が必要で、この計画を下水道事業計画といい、この下水道事業計画に定めた区域。

合併処理浄化槽（2 ページ）

し尿と台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水を併せて処理する浄化槽。

単独処理浄化槽（2 ページ）

トイレからの汚水であるし尿のみを処理する浄化槽。

生活排水処理率（2 ページ）

計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口（下水道人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合。

SDGs（2 ページ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。
2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。

このうち、ゴール6では、「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な

管理を確保する」ことが掲げられている。

市街化区域（6 ページ）

すでに市街地を形成している区域及び今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域（6 ページ）

市街化を抑制しなければならない区域。

下水道人口普及率（6 ページ）

下水道事業の進捗状況を表す指標として、全人口における下水道使用可能な人口の割合。

生活雑排水（15 ページ）

生活排水のうち、し尿を除くもの。

横 須 賀 市
生活排水処理基本計画

<令和4年（2022年）3月>

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市資源循環部廃棄物対策課
電話 046-822-8458、FAX 046-823-0865
E-mail : legu-le@city.yokosuka.kanagawa.jp

*令和4年4月1日付組織改正等に伴い、資源循環部は「環境部」に
名称変更となります。